

令和5年度 須賀川市農業施策基本方針

1 基本方針策定の趣旨

本市では、農業を本市の基幹産業として育み、魅力ある農村を次代に引き継ぐことを目的として、「須賀川市食料・農業・農村基本条例」に基づき、平成24年度に「須賀川市食料・農業・農村基本計画」を策定しました。

この計画は10年後の目指すべき姿を明らかにし、これを具現化するための具体的な施策などを定めており、中間年である平成29年度に改定し、令和4年度が見直しの時期となっていました。

しかし、近年の新型コロナウイルス感染症や世界情勢等の影響により、食料安全保障上のリスクの高まりを背景に、国では農業政策の基本となる「食料・農業・農村基本法」の改正に向けた検証・見直しを進めています。

このような状況を踏まえ、本市の基本計画については、現行法の改正動向を見極めたうえで改定することとし、当面現状の計画期間を延長します。

そのため、計画改定までの間、年度ごとに本市の農業施策の基本方針を示します。

2 基本方針のポイント

- (1) 「須賀川市食料・農業・農村基本計画」施策体系の踏襲
- (2) 国や県の政策・施策との整合性の確保
- (3) 国の政策動向を踏まえた施策

「須賀川市食料・農業・農村基本計画」はこちら⇒[須賀川市ホームページ](#) > [組織でさがす](#) > [農政課](#) > . . . > [須賀川市食料・農業・農村基本計画](#)

令和5年3月
須賀川市

3 「須賀川市食料・農業・農村基本計画」における施策体系

基本方針	施策	施策項目
『食料』 食への理解と食料の供給・流通・消費体制の確立	(1)安全・安心な農産物の提供	①化学肥料・農業の適正使用 ②トレーサビリティ・GAPの普及
	(2)多様な販路の拡大	①多様な販路の開拓(地産外消) ②農産物のPR
	(3)地産地消の推進	①地産地消の普及・啓発 ②学校給食における地産地消の推進
	(4)食農教育の推進	①農業体験学習の推進 ②健康的な食生活の推進
	(5)6次産業化の推進	①6次化産業化の推進
『農業』 農業の持続的発展を支える環境整備	(1)多様な担い手の育成・確保	①認定農業者等の育成・確保 ②新規就農者の育成・確保 ③集落営農の推進 ④女性農業者の活動支援 ⑤農業経営体の法人化促進 ⑥農業生産組織の育成 ⑦企業等の農業参入の促進 ⑧担い手への農地利用集積の促進
	(2)農業経営の安定確保	①経営所得安定対策や収入保険制度などへの加入促進 ②米の計画的生産と転作の推進 ③融資制度等の活用促進 ④有害鳥獣の被害防止・病害虫防除の推進
	(3)農業生産基盤等の整備	①ほ場整備の推進 ②農道等の整備・管理 ③農業水利施設等の保全
	(4)農業生産施設等の整備	①農業生産施設等の整備・導入
	(5)農地の確保と耕作放棄地の解消	①優良農地の確保と適正利用 ②耕作放棄地の発生防止と解消
	(6)農産物の生産振興	①農産物のブランド化推進 ②消費者ニーズを的確に捉えた生産 ③地域特性を生かした生産振興
	(7)原子力災害対策	①農産物の安全性確保 ②農業用ため池の放射性物質の低減
『農村』 農村の持つ機能の保全と農村の活性化	(1)農村環境の保全と農村の活性化	①農村環境の保全 ②交流による農村の活性化 ③森林環境学習の推進
	(2)環境保全型農業等の推進	①環境保全型農業の推進 ②エコファーマーの育成・確保 ③有機栽培、特別栽培農業の推進 ④循環型農業の推進

4 基本方針

(1) 『食料』 食への理解と食料の供給・流通・消費体制の確立



- 安全・安心な農産物の供給を図るため、農薬・化学肥料の適正使用や、生産工程を管理するGAP（農業生産工程管理）の取得を推進します。〔食料(1)－①②〕
- 首都圏などの消費者に対して産地の認知度の向上と販路拡大を図るため、市外地域での「地産外消」を推進します。〔食料(2)－①②〕
- 地元農産物と地産地消の重要性について理解を深めるため、学校給食における地産地消と食農食育を推進します。〔食料(3)－①②、(4)－①〕
- 農産物の生産性だけでなく商品化率も向上させるなど、農産物の6次産業化を支援します。〔食料(5)－①〕

【主な事業項目】

- ・環境にやさしい米づくり推進事業〔食料(1)－①②〕
- ・農産物ブランド化推進事業〔食料(2)－①②〕
- ・地域特産物育成事業〔食料(3)－①〕
- ・東部地域耕作放棄地再生モデル事業【新】〔食料(3)－①〕
- ・学校給食地産地消推進事業〔食料(3)－①②〕

(2) 『農業』 農業の持続的発展を支える環境整備



- 地域農業のリーダーとして育成するため、関係機関と連携しながら、認定農業者として認定を受けるよう誘導し、適切な指導・助言などの支援を行います。〔農業(1)－①〕
- 将来の担い手を育成・確保するため、新規就農者に対するサポート体制をワンストップで対応できるよう強化し、就農初期の技術習得や設備導入を支援します。〔農業(1)－②〕
- SNS等を活用し、就農希望者と後継者を必要としている農家とのマッチングを推進します。〔農業(1)－②〕
- 農地の合理的利用や機械・施設の共同利用、農作業の共同化、担い手への作業委託など、それぞれの地域の特色を生かした効率的な集落営農を推進します。〔農業(1)－③〕
- 集落が抱える人と農地の課題解決のため、関係機関と連携を図りながら、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標（農地1筆ごとに将来、誰が担うかを特定した「目標地図」）等を定めた「地域計画（人・農地プラン）」の策定を推進します。〔農業(1)－③・⑥・⑧〕
- 法人化を目指す農業者等に対しては、関係機関等と連携しながら、指導・助言を行い、地域及び営農の実態等に応じた農業生産法人設立への取り組みを支援します。〔農業(1)－⑤〕
- 担い手への農地集積・集約化による農業経営の効率化を図るため、農地中間管理機構が運営する「農地バンク」の活用を推進します。〔農業(1)－⑧〕
- 農業所得の確保と安定した農業経営の確立を図るため、国の経営所得安定対策や収入保険制度等の補償制度への加入を推進します。〔農業(2)－①〕
- スマート農業等による農業の効率化、生産性の向上に向けた新たな取り組みを推進します。〔農業(2)－①〕
- 農作業の省力化実現による、高齢者や障がい者等の就労支援（農福連携）に取り組みます。〔農業(2)－①〕
- 主食用米から高需要・高収益な作物へ転作を支援し、稲作農家の経営の安定化を図ります。

〔農業(2)－②〕

- 鳥獣による農作物等の被害を防止するため、有害鳥獣捕獲隊員の確保や鳥獣被害防止柵の設置を推進します。〔農業(2)－④〕
- 農作業の効率化や農村環境の向上を図るため、地域が行う自主的な整備や維持管理を支援するとともに、計画的な生産基盤の整備に努めます。〔農業(3)－①・②・③ 農業(4)－①〕
- 耕作放棄地の発生防止と解消を図るため、国・県の事業を活用するとともに、(公財)須賀川市農業公社等が行う耕作放棄地の再生利用の取り組みを推進します。〔農業(5)－①・②〕
- 特産物であるキュウリや果樹などの品質向上と収量の安定化を図りながら、産地の育成に努めます。〔農業(6)－①・②・③〕

【主な事業項目】

- ・新規就農者育成支援事業〔農業(1)－②〕
- ・市農政推進連絡会議（すかがわ農業支援センター）による離農者、新規就農者とのマッチング事業【新】〔農業(1)－②〕
- ・「地域計画（人・農地プラン）」作成事業〔農業(1)－③・⑥・⑧〕
- ・農地中間管理事業〔農業(1)－⑧〕
- ・次世代型農業（スマート農業）推進事業【新】〔農業(2)－①〕
- ・農業法人と障がい者福祉施設とのマッチング事業（農福連携）【新】〔農業(2)－①〕
- ・収入保険加入促進事業〔農業(2)－①〕
- ・水田フル活用推進事業〔農業(2)－②〕
- ・農作物病虫害等防除対策事業〔農業(2)－④〕
- ・有害鳥獣駆除対策事業〔農業(2)－④〕
- ・農業用施設等維持管理事業〔農業(3)－②③〕
- ・農業水路等長寿命化、防災減災事業〔農業(3)－③〕
- ・耕作放棄地再生利用推進事業〔農業(5)－②〕
- ・東部地域耕作放棄地再生モデル事業【新】〔農業(5)－②〕再掲
- ・農産物ブランド化推進事業〔農業(6)－①〕再掲
- ・地域特産物育成事業〔農業(6)－③〕



（3）『農村』農村の持つ機能の保全と農村の活性化

- 農地等が持つ多面的機能の確保・保全を図るため、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度の活用を推進します。〔農村(1)－①〕
- 地球温暖化防止や生物多様性等の効果を発揮させるため、環境保全型の農業を推進します。〔農村(2)－①・②・③・④〕
- 森林が持つ水源かん養や自然災害防止等の多面的機能について理解と関心を深めるため、森林環境学習を推進します。〔農村(1)－③〕

【主な事業項目】

- ・中山間地域等直接支払交付事業〔農村(1)－①〕
- ・多面的機能支払交付事業〔農村(1)－①〕
- ・森林経営管理事業〔農村(1)－①〕
- ・自然環境学習推進事業〔農村(1)－③〕
- ・環境保全型農業直接支払交付事業〔農村(2)－①〕
- ・環境にやさしい米づくり推進事業〔農村(2)－②③〕再掲

5 進行管理

毎年度、基本方針の結果と効果を検証し、効果的かつ効率的な事業展開を図ります。

主な取り組みの指標

NO	指標項目	指標の算出方法	基準値	現況値	目標値	達成 状況
			H23 年度	R3 年度	R4 年度	
1	認定農業者数	認定農業者の総数(人)	256	333	450	未達成
2	新規就農者数	新規就農者の総数 (平成7年度からの累計)	25	131	125	達成
3	耕作放棄地(遊休農地)面積	耕作放棄地(遊休農地)の総面積(全体調査に基づく)(ha)	531	489.2	458	未達成
4	学校給食における地元農産物使用率	学校給食における食材の地元農産物使用率(%)	39.2	49.65	42.0	達成
5	森林環境学習の実施	小中学校による森林環境学習実施校数	7	12	15	未達成
6	転作作物作付け面積	大豆作付面積(ha)	31.9	20	45	未達成
		ナタネ作付面積(ha)	4.8	1.4	6.0	未達成
		ソバ作付面積(ha)	50	27	60	未達成
		加工用米作付面積(ha)	49.9	205	150	達成
		飼料用米作付面積(ha)	30.8	445	500	未達成
7	ほ場整備事業整備率	農地面積におけるほ場整備率(%)	48.7	50.5	50.3	達成
8	農地利用権設定面積	利用権設定総面積(ha)	268	908	720	達成
9	鳥獣被害防止柵設置延長	年間設置延長(km)	0	38.5	50	未達成
10	中山間地域等直接支払制度取組面積	中山間地域等直接支払制度取組面積(ha)	177.4	202.78	185.0	達成
11	多面的機能支払交付金制度取組面積	多面的機能支払交付金制度取組面積(ha)	1,803.0	3,985.5	3,500	達成

【参考】

人・農地プラン作成状況 14地区(令和3年度末まで)
3地区(作成検討中)

※ 人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づき、地域における高齢化や後継者不足などの農業を取り巻く問題を解決するために地域で作る未来の計画書です。

地域における農業での中心的な役割を果たすことができる農業者(中心経営体)や地域における農業の将来の在り方を明確化して、市町村により公表されるものです。

須賀川市経済環境部農政課

〒962-8601 福島県須賀川市八幡町 135 TEL 0248-88-9138